

建築人

4

2017





大阪ホンマもん

建築人

4
2017

目次

2	大阪ホンマもん
4	インフォメーション・事業案内
6	動静レポート
7	Topics
8	ひろば『今、自治体のアツイところ！』 柏原市 大橋 丘
10	空家問題の解決から「暮らしやすいまち 柏原」を目指して
12	記憶の建築 松隈 洋
12	原宿駅 一九二四年 都内最古の木造駅舎の行方
12	Gallery 建築作品紹介
	MP-house
	設計 コンパス建築工房 施工 岩永組
	K-SOHO
	設計 コンパス建築工房 施工 森繁建設
	甲南高等学校・中学校スポーツ屋内練習場
	設計・施工 竹中工務店
	富田林の家
	設計 井上久実設計室 施工 西友建設
16	女性分科会三〇周年リレーエッセイ 田代加奈
18	建築女子がさらに輝く社会を目指して
20	大阪弁護士会と相互協力の覚書締結 橋本頼幸
22	建築の射程 勝見博光
	IRによる都心臨海部の再生（前編）税負担なき公共政策
	理事会報告 建築相談 編集後記

進化する建築賞

公益社団法人大阪府建築士会
副会長 中嶋 節子



大阪府建築士会では、多くの表彰事業を主催しています。単独事業では平成二八年度に第六二回をむかえた伝統の「大阪建築コンクール」、「建築人賞」のGALLERYに掲載された作品を対象とした「建築人賞」、「大阪府・市ほかとの共同主催では「大阪まちなみ賞」で知られる「大阪都市景観建築賞」などがあります。

いずれの事業においても、士会の担当メンバーが、賞をより良いものとするため、毎年、審査のあり方について熱心に話し合いを重ね、運営にあたっています。たとえば六二回目の大阪建築コンクールでは、意匠のみならず環境・設備も審査の視点として重要であるとの認識から、その分野の専門家を新しく審査員としてお願いしました。環境・設備の専門家が、建築作品の審査に加わる例は多くはありません。優れた建築の要件として環境・設備を重視する大阪建築コンクルの理念を打ち出すものになったと考えています。

また、建築人賞では、平成二七年度の第七回から第一次審査を公開で行っています。審査員の先生のご意見を直接聞くことができるだけでなく、設計者同士が交流する機会となるなど、有意義な審査方法として、好評をいただいています。

賞は時代を映す鏡であるとともに、未来を指し示す羅針盤となるべきと考えています。そうあるために、建築に何が求められているのかを問い続ける賞づくりを、今後も士会を目指していきます。会員のみなさまのご理解とご協力を、心からお願ひ申し上げます。

大阪ホンマもん解説

写真 田籠哲也 文 牧野隆義

大阪南部の玄関口である天王寺駅。その西側に広がる緑豊かな天王寺公園内に今回紹介する大阪市立美術館がある。

敷地には江戸時代より大阪島之内豪商であった泉屋家の別荘があり、大正以降は住友家の本邸として利用されていた。大正一〇年（一九二一年）に住友家より美術館の用地とすべく寄贈されたが、世界大恐慌などにより完成までに時間を要し、開館は昭和二年（一九三六年）となった。

建物は大阪市営繕課が設計を担当し、大林組＋小坂井組が建築を請負った。規模は地下二階・地上三階建てで、コンクリート造の上に瓦屋根がのる所謂「帝冠様式」といわれる建築だが、京都市美術館などと違い、西洋的な装飾は一部に限られ全体的にはモダニズム建築を意識したファザードデザインといえる。また、平成四年（一九九二年）には地下展覧会室が増築されている。ようやく「あべのハスカス」や「てんしば」など、この界限での再開発整備工事が完成した。今後は、商業エリアと一体となって公園と美術館が更に重要な役割を果たすことになる。

建築人 4 2017

監修	公益社団法人大阪府建築士会
	建築情報委員会
編集	建築情報委員会『建築人』編集部
委員長	飯田英二
編集人代表	荒木公樹
編集人	河合哲夫 北 聖志
	黒川祐樹 中江 哲
	橋本頼幸 丸子勇人
	牧野隆義
事務局	山本茂樹 母倉政美
印刷	中和印刷紙器株式会社

建築士会会員の皆様から斬新かつユニークな
ポスターデザインのアイデアを募集します。
賞 最優秀作品1点及び優秀作品数点
副賞(最優秀作品:10万円、優秀作品:1万円)
応募資格
士法に基づく建築士で47都道府県のいずれか
の建築士会の正会員であること。他、条件有。
応募受付期限 5月31日(水)17時必着
入選作品の発表 6月中旬
詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://kenchikushikai-seinen.org/?p=2738>
問合せ・提出先 (公社)日本建築士会連合会
Tel.03-3456-2061

本会の催し参加問合せ・申込先

大阪府建築士会事務局
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17
高田屋大手前ビル5階
地下鉄「谷町4丁目駅」1-B出口すぐ
TEL.06-6947-1961 FAX.06-6943-7103
メール info@aba-osakafu.or.jp
HP <http://www.aba-osakafu.or.jp/>

Others

その他のお知らせ

第14回村野藤吾建築設計図展

村野藤吾とクライアントー近鉄の仕事を通して
開催中～6/10

村野藤吾の建築作品の中には同じクライアント
(施主)から継続的、断続的に設計を依頼され
たものが多数含まれています。大阪や東京を拠
点とする大企業が長年に渡って村野のクライ
アントとなり、豊かな建築作品を支えました。中
でも、戦前から戦後にかけて約50年間に渡って
村野にとっての特別なクライアントであり続けた
のが、近鉄(近畿日本鉄道)です。今回の展覧
会では、近鉄を事例として取り上げながら村野と
クライアントの関係に焦点を当て、ひいては「近
代建築とクライアント」という、これまで見過ごさ
れてきた大きなテーマについて考えるための契
機にしたいと思います。

主催 京都工芸繊維大学美術工芸資料館
村野藤吾の設計研究会
期間 開催中～6月10日(土)
休館日 日曜、祝日
開館時間 10:00～17:00
(入館は16時30分まで)
会場 京都工芸繊維大学美術工芸資料館
(地下鉄烏丸線松ヶ崎駅下車徒歩8分)
入館料 一般200円
◆関連企画 記念シンポジウム
「村野藤吾とクライアントー近鉄の仕事を通して」
日時 4月22日(土) 14:00～17:00
会場 京都工芸繊維大学 1号館0111講義室
定員 150名(入場無料・当日先着順)
基調講演
中山 勉(近鉄・都ホテルズ副社長)

石田潤一郎(京都工芸繊維大学教授)
事例報告
福原和則(大阪工業大学教授)
笠原一人(京都工芸繊維大学助教)
司会
松隈 洋(京都工芸繊維大学美術工芸資料館教授)
問合せ 京都工芸繊維大学美術工芸資料館
Tel.075-724-7924
<http://www.museum.kit.ac.jp/>

建築の記憶 大阪万博の建築 開催中～7/4

大阪万博のバビロン建築の構想段階の設計
図や模型写真、建設現場記録など、大阪万博
会期の前後のプロセスを、これまで公開される
機会の少なかった資料を中心に紹介します。
会期 開催中～7月4日(火)
時間 10:00～17:00(入館16:30まで)
休館日 水曜日(水曜日が祝日の場合は翌日
の木曜日。但し、4/1からゴールデン
ウィークまでは無休)
観覧料 一般400円
(別途自然文化園入園料が必要)

◆特別プログラム

「大阪万博記録映画祭vol.1ー建築編」
日時 5月20日(土) 14:00～16:00
「大阪万博記録映画祭vol.2ーバビロン編」
日時 6月17日(土) 14:00～16:00
会場 EXPO'70バビロン
定員 各先着30名
参加費 無料(要展覧会チケット)
申込 当日10時より、電話またはEXPO'70
バビロン受付カウンターまで
問合せ EXPO'70バビロン
Tel.06-6877-4737
<http://www.bmkkc.or.jp/expo70pavilion/>

ドイツから木造バッシュハウスの未来 Bigセミナー2017 4/6 CPD4単位

環境に対応した持続可能な木造建築をテーマ
に、CLTをはじめ木造建築においても先駆的な
取り組みを行う欧州の建築家お二人を招き、木
材や自然素材を活用したエコロジーで且つサス
ティナブルな建築のあり方を学んでいただくた
め、Bigセミナー2017を開催します。
環境に対応した持続可能な木造建築における
ドイツの先駆的な取り組みや事例、建築におけ
るドイツ環境政策など、近年進むサステナブル
建築の動向を交えお話し頂きます。
主催 (株)イケダコーポレーション
日時 4月6日(木) 13:00～16:50
(開場12:30)
会場 梅田スカイビル タワーイースト36階
スカイルーム1
大阪市北区大淀中1-1
講師 フランク・ラトケ
ホルガー・ケーニッヒ
独日同時通訳
定員 150名(先着順)
参加費 一般5,000円
問合せ (株)イケダコーポレーション
Tel.06-6452-9377

幻燈で見る各地の明治・大正・昭和 の建築の保存と開発について4 4/15

明治・大正・昭和の建築は、関東に比べて関西
の保存の現況は厳しい状況です。
解体計画を乗り越えて保存された各地の建築
の現況をスライドで見ながら語り合います。
日時 4月15日(土) 11:00～
会場 堺市立東図書館
申込 不要
問合せ 明治建築研究会
Tel.090-4289-1492

「実務者のための設計・監理契約 書」講習会 ～四会連合協定 建築設計・監理等業務委託 契約約款及び小規模向け約款の解説～ 4/27

平成27年6月の改正建築士法により、延べ面
積が300m²を超える建築物の設計又は工事監
理について、書面による契約締結が義務化さ
れています。四会連合協定建築設計・監理等
業務契約委託書類は、それらに対応すべく改
正するとともに、小規模向けの契約書類を新た
に作成し、平成27年3月に発行しています。ま
た四会連合協定建築設計・監理等業務委託
契約約款の解説書も今回の契約書類の大幅
改正にあわせて改訂し、一般向けと小規模向け
のそれぞれの解説書が株式会社出版より平成
28年10月に発行されました。今回、この新しい
解説書をテキストとして講習会を開催します。
主催 (一社)大阪府建築士事務所協会
(一社)日本建築士事務所協会連合会
日時 4月27日(木) 13:30～16:55
会場 大阪府建築健康会館6階ホール
大阪市中央区和泉町2-1-11
定員 80名(但し定員になり次第締切)
受講料 本会会員4,500円(テキスト代別)
テキスト 一般向け講習会テキスト
「四会連合協定 建築設計・監理等
業務委託契約約款の解説」定価
4,968円(税込)
小規模向け講習会テキスト
「四会連合協定 建築設計・監理等
業務委託契約約款(小規模向け)の
解説」定価2,916円(税込)
問合せ・申込 (一社)大阪府建築士事務所協会
Tel.06-6946-7065

京都国立近代美術館 endless 山田正亮の絵画 開催中～4/9

“描く”ことを自らの人生と一体化させ、美術の潮
流から距離をとり、孤独の中で生涯描き続けた
画家、山田正亮。本展は、ストライプの画面で知
られる彼の画業を網羅した、初の本格的回顧
展です。5,000点近い作品から選りすぐった主
要作200点超を初公開の制作ノート群とともに
ご紹介いたします。
会期 開催中～4月9日(日)
時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)

休館日 月曜
観覧料 一般1,000円
会場 京都国立近代美術館
京都市左京区岡崎円勝寺町
問合せ 京都国立近代美術館
Tel.075-761-4111
<http://www.momak.go.jp/Japanese/exhibition/Archive/2016/418.html>



Still Life no.64 1953年 油彩 山田正亮

中之島図書館

大阪四花街展～北新地・南地五花街・新町・堀江～
4/3～4/28

大阪を代表する北新地・南地五花街・新町・堀江
の四花街、それぞれの花街に関わる神事や文楽
を写真や当時使用されていたプログラムと共に
ご紹介いたします。また、中之島図書館で初の寄席
を開催し、生で花街の良さを堪能して頂きます。
文化としての大阪花街を知って頂き、まだ体験
して頂ける場所があることを知って頂ければ幸
いです。

主催 大阪府立中之島図書館指定管理者
(株)アスウェル
会期 4月3日(月)～4月28日(金)
会場 中之島図書館本館3階展示室
時間 平日 9:00～20:00
土曜 9:00～17:00(日祝休み)
料金 無料
◆中之島図書館寄席 Vol.1
4月3日より中之島図書館本館3階の展示室
にて開催される大阪四花街展に合わせて大
阪の花街を題材にした寄席を開催致します。
日にち 4月22日(土)
時間 18:00～19:30(受付17:30～)
会場 中之島図書館本館3階レンタルスペース2
内容 トークショー(落語の題材となっている大
阪花街などの紹介)

風流寄席囃子 入谷和女
落語 露の紫 演目:お楽しみ
落語 林家染雀 演目:“親子茶屋”
寄席終了後より日本酒間き酒会
(19:30～20:30)

料金 2,000円
申込 中之島図書館管理事務所
(中之島図書館本館1階)
Tel.06-6203-0474
E-Mail: eventyoyaku@nakanoshima-library.jp



浪花踊場揚げ踊り

Sponsorship

建築士会からのお知らせ

既存建築物耐震診断等の評価・評定

本会では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、建築構造の学識者や実務者で構成する「建築物耐震評価委員会」を組織し、平成26年1月より建築物耐震評価業務を実施しております。

不特定多数が利用する施設や沿道建築物など、申込者が検討した建築物の耐震診断及び耐震補強計画について、専門的観点のもとに審査・審議を行い、妥当であると認める申込案件に対して評価書を交付します。

スピーディな審査を心掛けておりますのでどうぞ活用ください。

(業務内容)

耐震診断報告書の審査、評価
耐震補強計画書の審査、評価 等
(対象建築物)

公共・民間等の建築種別、用途、規模、構造種別は問いません。また、他府県の建築物も対象としております。

(会員特典)

申込者又は診断等実施者が本会会員の場合は、評価手数料の10%割引があります。

詳細は、本会ホームページをご覧ください。

平成29年建築士試験案内

■二級・木造建築士試験

◇受験申込の配布

期間 3月31日(金)～4月24日(月)
(土、日、祝日は除く。但し4/22(土)、4/23(日)は配布します。)

時間 9:30～17:00

場所 大阪府建築士会事務局

◇受験申込受付

期間 4月20日(木)～4月24日(月)
(土、日も受付ます。)

時間 10:00～17:00

場所 大阪府建築士会事務局

◇学科試験日

二級7月2日(日)
木造7月23日(日)

◇設計製図試験日

二級9月10日(日)
木造10月8日(日)

■一級建築士試験

◇受験申込の配布

期間 4月7日(金)～5月15日(月)
(土、日、祝日は除く。但し5/13(土)、5/14(日)は配布します。)

時間 9:30～17:00

場所 大阪府建築士会事務局

◇受験申込受付

期間 5月11日(木)～5月15日(月)
(土、日も受付ます。)

時間 10:00～17:00

場所 大阪府建築士会事務局

◇学科試験日

7月23日(日)

◇設計製図試験日

10月8日(日)

※インターネット又は郵送による受験申込は、
建築技術教育普及センターのホームページ
をご覧ください。

<http://www.jaeic.or.jp/>

平成29年度建築士定期講習

6/6、6/19、7/28、8/24、9/22
CPD各6単位

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は3年以内ごとに定期講習を受講しなければなりません。本年度は平成26年度に本講習を受講された方や、建築士試験に合格された方が対象となります。未受講者は懲戒処分の対象となりますので必ず受講してください。

日程・会場

6/6(火)	大阪国際交流センター	定員200名	会場コード5C-01
6/19(月)	大阪国際交流センター	定員200名	会場コード5C-51
7/28(金)	大阪国際会議場	定員300名	会場コード5C-02
8/24(木)	大阪国際交流センター	定員200名	会場コード5C-52
9/22(金)	大阪府建築健保会館	定員90名	会場コード5C-03

時間 9:25～17:00

申込必着日 6/6(火)講習:4/25(火)
6/19(月)講習:5/15(月)
7/28(金)講習:6/23(金)
8/24(木)講習:7/20(木)
9/22(金)講習:8/18(金)

※各回定員に達し次第、受付を終了します。

受講料 12,960円(消費税込)

申込書配布・受付場所

大阪府建築士会事務局

大阪府建築士事務所協会事務局

平成29年度監理技術者講習

(監理技術者以外の方も受講可能)
4/26、5/30、6/29、7/20、9/13、11/9、1/18、2/15、3/7 CPD各6単位

本講習会は建設業法に基づく法定講習であり、建築に特化したテキストを使用し、経験豊富なベテラン技術者の講師による解説と映像で、実務に役立つ情報を提供いたします。なお、監理技術者以外の建築士や技術者の方も受講が可能です。日頃の工事監理業務に役立ちますので、ぜひご受講下さい。

日程 4/26(水)、5/30(火)、6/29(木)
7/20(木)、9/13(水)、11/9(木)
1/18(木)、2/15(木)、3/7(水)

時間 8:55～17:00

会場 大阪府建築健保会館

定員 各回90名(定員に達し次第締切)

受講料 WEB申込み9,500円

郵送申込み10,000円

申込 日本建築士会連合会ホームページからお申込みください。

<http://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/news/2015-07-28-2.html>

建築士法にもとづく建築技術講習会 外壁タイルの剥落防止対策と法的留意点

4/14 CPD3単位

タイルは外装材として多くの建物で使われている材料ですが、近年、剥離・剥落による事故も起きており、適切な設計、施工及び維持管理は重要な課題とされています。建築業界全体としても、タイルの剥離・剥落防止の新しい工法や改修工法が開発される中、適切に理解し施工することが重要です。本講習会を新築・保全・改修のそれぞれの段階で適切な設計・監理・施工の一助としてご活用下さい。

日時 4月14日(金) 13:30～17:00

会場 アドヴァン大阪ショールーム

内容 工法の変遷から学ぶ外壁タイル施工のポイント、タイルの保全と外壁タイル改修工事のポイント、設計者・監理者・施工者が理解すべき外壁タイル工事の法的留意点

定員 100名(定員に達し次第締切)

受講料 建築士会会員3,500円

後援団体会員4,500円

一般5,500円

建築士法にもとづく建築技術講習会 これだけでわかる 建築基準法!

5/19 CPD5単位

昨年、満席で好評を博しました「これだけでわかる 建築基準法」を今年も開催致します。今回は、新たに2人の講師も加わり、よりバリエーション豊かな布陣で解説して頂きます。一級・二級・木造建築士の学科試験に向けて準備を始めたい方、設計実務に役立つ法令知識をもう一度学び直したい方を対象に、建築基準法・同法施行令から関連法規までを学ぶ講習会となります。

日時 5月19日(金) 13:30～18:30

会場 大阪府建築健保会館

内容 概要・総則、一般構造・建築設備規定、防火・避難規定、構造強度規定、都市計画関係規定、建築士法・関連法規

定員 110名(定員に達し次第締切)

受講料 建築士会会員4,000円

後援団体会員4,500円

一般5,000円

第1回建築課外授業 淡路瓦工場見学と南あわじ建築めぐり

4/15 CDP4単位

淡路瓦工場見学と南あわじの歴史・産業遺産等の見学を企画しました。淡路瓦工業組合より淡路瓦の歴史と耐震への取組みを紹介していただき、そののち工場を見学し、午後から歴史・産業遺産等の見学を行います。

見学先(予定)

- ・洲本市民広場：近代化産業遺産に認定される旧鐘紡洲本工場の赤レンガ建築群が残り図書館やレストラン施設として再生されています。
- ・生石公園：京阪神地方の防備のために築かれた由良要塞が歴史遺産として遺されています。
- ・若人の広場公園：丹下健三氏設計による記念塔は鳴門海峡の雄大なロケーションと

共に圧巻です。

日時 4月15日(土) 9:00～19:30

集合 西梅田ダイビル前 8:30

定員 40名(申込先着順)

参加費 会員6,500円 会員外7,000円
(バス代、保険代、資料代を含む)

賛助分科会・地域分科会北河内地域共催 木造障がい者福祉施設「路交館 桜の園」見学会

4/21 CPD2単位

近年全国的に公共建築物、福祉施設などへの木造利用の事例が増えています。平成28年3月完工の準防火地域内での燃えしろ設計による木造障がい者福祉施設について、建物の見学会とともに設計者の説明と、木質材料供給者より仕様説明をいただきます。

日時 4月21日(金) 集合 15:45～

16:00～ 見学主旨・設計内容説明

16:50～ 二班に分かれて交替で見学

館内・館外見学と説明

木質材料説明

18:00～ 終了・解散

懇親会参加者は大日駅へ移動

講師 伊東正市(南ものづくり伊東設計工房)
渡邊豪巳(グレス)

集合場所 障がい者福祉施設路交館桜の園
大阪府守口市八雲北町3-39-8

定員 30名

参加費 会員2,000円 会員外3,000円
(懇親会費3,500円別)

建築士の会「大阪市東」・ヘリテージ部会・女性分科会共同 新入会員歓迎企画 一国の登録有形文化財改修解説と能鑑賞の基本講座ー 「山本能楽堂」見学会

5/20 CPD3単位

文化庁・重要建造物等公開活用事業による全国初のモデルケースとして3年間の耐震改修工事が完成。大阪で一番古い木造の能楽堂として普段見られない、能舞台の表と裏を「まるごと公開」し耐震改修説明と能の基本講座で能の魅力を身をもって体験して貰う贅沢な企画です。

日時 5月20日(土) 13:40

大阪市営地下鉄 谷町4丁目駅

地下北改札出口前集合

14:00～17:00

耐震改修工事説明と能の体験学習
及び館内見学

(終了後 懇親会を予定)

定員 約50名(申込先着順)

参加費 会員1,500円 会員外2,500円

(体験講座代、資料代等含む、懇親会費別)

建築士会周知ポスター(全国版)デザイン案 募集

日本建築士会連合会では、建築士の職能を一般消費者にアピールすると共に、建築士会の理念や事業活動を社会に広く発信し、この先の建築士会入会促進に繋がる全国共通のツールとしてのポスターを製作するため、全国の

動静レポート

会長動静

- 2/25～26 東海北陸ブロック協議会
- 2/28 大阪府収用委員会
耐震評価委員会委員懇談会
- 3/ 1 総務企画委員会（連合会）
- 3/ 6 大阪弁護士会と協力協定締結式
- 3/ 7 建設専門新聞記者会見
- 3/9～10 正副会長会議・理事会（連合会）
- 3/13 在阪建築4団体会長会議
- 3/14 大阪府収用委員会
- 3/15 正副会長会議、理事会
- 3/16 鑑定業務支援会議
- 3/17 大阪府宅地建物取引業協会訪問
近畿建築士会協議会定例会議
- 3/21 大阪市立大学優秀卒業生表彰
(連合会)・公益社団法人日本建築士会連合会

運営委員会

大阪弁護士会と相互協力に関する協定を締結

本会と大阪弁護士会は、3月6日大阪弁護士会館において相互協力に関する協定の調印を行いました。

大阪弁護士会とは、民間総合調停センターなどで建築紛争の調停に関わっていますが、今回の団体間の協定締結により災害時の被災者支援や日頃の建築トラブル解決に向け一層協力体制を強化して、社会に貢献してまいります。

※関連記事を 18、19 ページに掲載



山口大阪弁護士会会長(右)

運営委員会

建設専門新聞記者会見

3月7日に建設専門新聞社6社を本会に招き記者会見を行いました。

会見では、大阪弁護士会との協力協定締結の経緯や意義、28年度の府内市町村首長訪問の成果、大地震時の被災者

支援協定締結の取り組み、29年度の予定事業である市町村の被災・罹災証明発行業務への支援、既存住宅状況調査技術者の養成、女性分科会の設立30周年事業など、主な本会活動の情報提供を行いました。



運営委員会

平成28年度の決算見込み

本会の28年度決算は、2月末時点で約250万円の黒字となる見通しを3月度理事会上に報告しました。

収支の概要は、会費収入が会員減少により昨年度に比べて約200万円減収の見込みですが、年々減少幅は小さくなっており、一方、各委員会活動の事業収支は、CPD登録、定期講習、耐震関連事業、省エネ講習等が予算額を上回り、黒字決算につながったものです。

なお、過去からの懸案であった事務局職員の退職金引当不足は、不足分全額を28年度会計に計上しており、本決算で解消できる見込みです。今後も公益事業を円滑に進められるよう、引き続き財政安定化に向けた取り組みを実施します。

事業委員会

「大阪市高齢者住宅改修費給付事業」の審査業務を受託

大阪市福祉局からの依頼により、高齢者住宅改修費給付申請の審査業務委託の入札に参加し、本会が落札しました。

本業務は、介護保険の住宅改修で対象とされない工事に対する市の助成に対して、年間300件程度の給付申請があり、29年度の申請内容を審査・査定するものです。審査業務は、高齢者向け住宅改造のリーフレット「安心安全安らぎの家」を刊行するなど、高齢者の住宅改修に詳しい女性分科会委員を中心に行います。

実施に当たっては、審査内容のダブル

チェックを行うなど、適切な業務の推進に努めます。

社会貢献委員会

宅建業法改正による建物状況調査技術者養成の取り組み

宅建業法の一部改正により、新たな制度として、既存住宅取引時の建物状況調査が平成30年4月1日に施行され義務化される予定です。

国交省は、我国の既存住宅の市場流通量は約17万戸・4兆円であり、平成37年には8兆円に増加し、建物状況調査件数は現在の5%から20%に拡大して10～20万件の需要が見込まれるとしています。また、建物状況調査を行える技術者は、国交省に登録する講習機関の講習を受講した建築士に限られ、建物状況調査は建築士の新たな業務として注目されています。

このほど、日本建築士会連合会は国交省に講習機関の登録申請を行い承認されました。現在、本会からも委員を派遣して講習テキストを作成しており、今春から全国の建築士会において講習が実施されます。また、本講習を修了した建築士が行う建物状況調査は、「既存住宅売買かし保険」に加入の際の現場検査に代えることが認められています。

本会では5月から講習を実施し、多くの建物状況調査技術者を養成したいと考えております。講習会の詳細は5月号で会員の皆様にお知らせします。

社会貢献委員会

既存木造住宅の耐震診断活動の状況

本会の耐震部会には約60名の診断委員が所属しており、平成28年度は、市町村等を経由して依頼のあった100件の既存木造住宅の耐震診断を行いました。

また、本部会では所属委員のスキルアップを図る勉強会を定期的に開催しており、28年度は「開口を活かす耐震補強実践テクニック」、「混構造・特殊構造の耐震診断」、「耐震シェルター」、「限界耐力計算法の解説」、「床・天井を破壊しない耐震補強」などを行いました。

「安心・安全・やすらぎの家をテキストとしたセミナー」危ない我が家

第1回 安心・安全・安らぎの住まいとは	平成 29 年 1 月 21 日 (土)	参加者：53 名
第2回 ずーっと元気で暮らせる住まい	平成 29 年 2 月 25 日 (土)	参加者：72 名
第3回 安心・安全・やすらぎの家	平成 29 年 3 月 11 日 (土)	参加者：30 名

事業委員会女性分科会では、我が家をより安全に安心して過ごせる住環境へと見直すときの参考になるように、“安心・安全やすらぎの家”と題した冊子を2000年に初版として発刊しました。そして昨年（公財）建築技術教育普及センターより普及事業の助成を受け、これまでのハード部分の内容に「環境」というソフトの部分を加え新版を刊行し、無料で配布することができました。

今年度は広く市民に安全な住環境の整備の重要性を知ってもらうよう、この冊子をテキストとしてセミナー活動を行うことが、助成事業として採択され、3度の無料セミナーを企画しました。いずれも2部構成とし、前半はメンバーによる冊子を使ったセミナー、後半は配慮すべき点について具体的に感じていただけるよ

うに計画しました。そしてチラシを作成し冊子とともに配布しましたが、朝日新聞と大阪日日新聞にこのセミナーの企画が掲載されたことが大きく集客に影響し定員を超える参加をいただくことになりました。

1 回目 1/21 は 53 名が参加し TOTO テクニカルセンターにおいて、セミナーの後ショールームを見学しました。普段立ち寄れるショールームと違い、ここでは高齢者施設を想定した設備が配置されていて座学の内容を目で見て触って体感していただきました。

2 回目 2/25 グランフロント大阪ナレッジキャピタル5階 Cterrace では 72 名にご参加いただき、後半は近畿大学の岩前篤教授に住宅が健康に与える影響についてたくさんのデータをもとに温度差によ

三宅登美恵（女性分科会委員）



るダメージ、断熱の重要性を楽しいおしゃべりで教えていただきました。

参加者はほぼ 50 代以上で 60 歳以上が約 65% でした。「冊子がわかりやすい・自宅で老後を暮せるように改修の参考になった」とうれしい意見もいただきました。3 回目はハグミュージアムで開催し、今年度の普及事業を無事終了いたしました。今後も冊子を活用し、高齢者の住環境整備につながる活動を続けたいと考えています。



今どきの建築仕事フェス

日程：平成 29 年 2 月 4 日 (土) 会場：大阪市中央区民センター 2 階ホール 参加者：84 名

建築仕事フェスは、建築を学ぶ学生に建築の仕事をつのしく紹介するお祭りです。将来、建築業界へ就職する若い人たちに、建築には色々な仕事があり皆が元気に働いていると伝えるイベントです。立案の段階で建築士と学生で話をする機会があり、学生は工事現場や設計の実務の話を熱心に聞いていました。建築士も学生が話してくれる授業やサークル活動を面白く聞きました。普段接点のない同士が繋がると理屈ぬきに楽しいものです。建築仕事フェスは一方的に情報を与えるのではなく、働きや学びについて人に語る楽しさ、それを聞く楽しさを大事にしようと決めました。

主旨に賛同いただける出展者、協賛者さまとの縁に恵まれて、ブース数は 26 となりました。

当日はそれぞれのブースにその仕事のプロが立ち、話や簡単な仕事体験を交えな

がら参加者に仕事を紹介しました。どのブースも工夫を凝らした内容で、参加者は多いに楽しんでいました。ひと際人気だったのは、建築パースでした。目の前でスラスラと美しい絵を描いてみせたプロが直接に教える建築パースのミニセッションに多くの参加者が集まっていました。

イベント当日の写真を青年分科会のブログに掲載しています。参加者の笑顔をご覧ください。(http://oseinen.exblog.jp/) 開催後の評価について、初めてのイベントで参加者数が多いのか少ないのか判断は難しいですが、当日の実感では少ない印象でした。一因として、学校のカリキュラムのうえで参加が難しい時期だったのではないかと考えています。

開催にあたり多くの方々との協力と励ましを頂き、こういった業界を盛り上げる活動が建築士会に期待されていると感じま

吉田 崇（青年分科会委員）



した。建築仕事フェスに参加してくれた学生たちといつか建築仕事の間で出会う事を願っています。



空家問題の解決から「暮らしやすいまち 柏原」を目指して

文 大橋 丘

■はじめに

柏原市は、大阪府の中央東部で都心から二〇kmに位置し、東は信貴生駒山系を隔て奈良県と接し、西は藤井寺市、南は羽曳野市、北は八尾市に隣接しています。市域は東西六・六〇km、南北六・六三km、面積は二五・三三km²です。

地勢は、東部に信貴生駒山系、西部に大阪平野があり、山地から低地へと高低差に富んでいることが特色で、地域の約五六％が山地で占められ、平地は約三五％となっています。また、市域中央を府下で二番目に大きな大和川が、市域を二分する形で東から西に流れており、これに石川が南から合流しています。

沿革としては、昭和三十一年に中河内郡柏原町と南河内郡国分町との合併より中河内郡柏原町となり、昭和三十三年一〇月一日には待望の市制が施行されました。市制施行当時の人口は約三万四千人でしたが、文化、教育、産業のまちとして成長を遂げ、現在では倍以上の七万人を超える都市となっています。

■少子高齢化と空家

少子高齢化を背景とした全国的な人口減少や既存の住宅・建物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などに伴い、空家が年々増加する傾向にあります。

このような中で適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」とします。）が平成二十七年五月二六日に全面施行されました。

国勢調査等によると、本市における平成二七年の三区分別人口割合は、年少人口（一五歳未満）が一・一・三％、生産年齢人口（一五～六四歳）が六・一・三％、老年人口（六五歳以上）が二・六・五％となっており、老年人口の割合が年少人口の割合を超えています。また、人口総数は平成七年の八万人超をピークにそれ以降は年々減少の傾向にあることから、少子高齢化と人口減少が進んでいることがわかります。

住宅総数については平成二五年に約三四、二〇〇戸、世帯数は三〇、八三〇世帯となっており、住宅総数が世帯数を上回った状態となっています。また、住宅総数の近年の推移をみても微増から横ばいの傾向を示すことから、今後も住宅の余剰が進む可能性が非常に高い状況となっています。

全国と同様に今後もさらに少子高齢化や人口減少、住宅増加が予想されており、このまま何もしなければ、空家の増加が予想され、地域活力の低下や治安の悪化につながるおそれがあることから、本市では市民に対し安全で快適な暮らしを確保するため、空家の問題に対して早急に対策を講じる必要があると判断し、「柏原市空家等対策計画」（以下、「計画」とします。）の策定を開始しました。

■計画策定に向けて

空家法施行前から空家に関する苦情等の問合せがありました。空家問題に対する担当部局が決まっていなかった状況にあり、問合せを受けた部署が個別に問題解決に向けて対応していました。

しかし、未登記物件や相続時に名義変更されていない物件、空家対策としての一定の基準がなかったこと、多岐の分野にわたることなどが原因で全面的な解決に至らないケースもありました。

そこで、計画を策定するうえで、まず庁内関係課の七課で組織を形成し、相談窓口の決定や連携体制の構築、市の方針など、空家解決に向けた協議を行いました。その中で、空家対策を効果的に推進するためには、市内における空家の実態をより正確に把握することが解決への第一歩と考え、空家候補となるものの全ての

調査を職員自らが行うこととしました。また、幅広い内容の集約や精度の高い計画の策定を目指し、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する識見を有する者等を含めた「柏原市空家等対策協議会」（以下、「協議会」とします。）を設立することとしました。

■柏原市内の空家状況

空家調査は三段階にわたった調査とし、平成二八年度に一次調査と二次調査を、平成二九年度に三次調査を行うこととしました。

一次調査では、市内における空家数の把握を目的に、庁内関係課の職員が、郵便受けの状況、電気メーターの稼働状況の確認など、外観目視による調査を行いました。

空家候補となる建物について、水道情報等から「閉栓しているもの」、「一年間の使用が無いもの」、「廃止されたもの」、「住民登録のない建物」を抽出したところ、市内の建物総数二九、六六八戸のうち四、九三八戸が対象となりました。約五ヶ月に亘る調査の結果、空家は一、八九〇戸、空家法に該当する空家等の数は一、〇三〇戸が市内に存在することを確認しました。

二次調査では、特定空家等の候補の抽出を行うにあたり、周辺への影響の度合

いを確認するため、一次調査から空家と判断されたものを対象に、建築部局の職員二人体制で調査を実施しました。

調査内容は、国が定めた「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」や、大阪府が定めた「国特定空家等ガイドライン」の運用に係る技術的助言」をベースに、周辺への悪影響の度合いが高いものを「評価A」、悪影響の度合いが高いとまではいかないものを「評価B」、影響がほばないと判断するものを「評価C」とした一七項目に及ぶ評価調査を現地にて実施しました。

その結果、一項目以上に「評価A」がついた空家法に該当する空家等は市内に一〇六戸存在することを確認しました。また、二次調査の際、一次調査で「空家」、「空家等」と判断した建物のうち、除却や入居等が確認されたことから、二次調査後の本市における空家率は五・九％（一、七五七戸）、空家法に該当する空家等の空家率は三・二％（九五六戸）となっています。



市役所から東側



現地調査①



現地調査②

■空家の発生要因

空家となった要因としては、相続したことを認識していない、遠方に居住しているため周辺地域への影響について把握していない、管理手法がわからず放置されている、老人ホーム等の施設の入居により居住者不在となっている、今後使うかもしれないという意識から処分出来ない、管理や除却費用の負担が大きすぎて対応できない、など様々なものが挙げられます。

実際に対応している事例では、登記簿謄本上の所有者は数名であったが、既に亡くなっている者がいたこともあり、相続人を含んだ所有者は十数名に膨れ上がりました。しかもその所有者の大半が市外他府県に居住しており、中にはその空家の存在すら知らない者もありました。現時点では未だ解決には至っていませんが、所有者の全てに粘り強い助言等を行い、空家解消に向けて一步一步前進している状況となっています。

空家等の所有者が、自らの責任により的確に対応することが、対策の前提とな

りますが、住民に最も身近な行政が主体となり、空家を増やさないための取組みを行う必要があると考えています。

■空家発生抑制

空家の増加を抑制するには、空家発生の要因を少しでも減少させることが重要です。

健全な建物だから大丈夫と思っていても、管理を怠れば経過とともに老朽化は加速します。逆を言えば、適切な維持管理を行えば建物は健全な状態を持続します。空家の大半は昭和五十六年以前の建物であると考えられることから、現在の耐震補助制度を利用することにより建物の価値を高め、次代も住むことが可能となるよう、耐震補助制度のさらなる充実についても検討していきたいと思っています。

また、所有者が遠方で居住されている場合は空家の現状把握が困難なため、責任意識が希薄な状況となっていることが多いようです。広報やホームページ、所有者へのチラシの送付など各種媒体を活用し、所有者一人一人に意識啓発を図ることが、空家問題の解消に一步でも近づくのではないかと考えています。

■今後の取組み

空家問題を解決するには、様々な課題に横断的に応える必要があることから、市の関係部局が協力して空家対策に対応できる体制の構築が不可欠です。

また、建築に関わる各種団体や民間事業者などと連携した取組みも重要であることから、庁内組織や協議会にて、繰り返し協議を行い、市の活性化につながる利活用施策や空家改善に対する補助制度、空家バンクの整備、相談会やセミナー

の実施など多岐にわたり検討を進めていきます。

なお、一次調査、二次調査で現場確認を行った空家に関しては、これからの動向に注視し、管理不全な空家にならないための施策を検討するほか、平成二九年度からは特定空家等の調査（三次調査）を行う予定です。

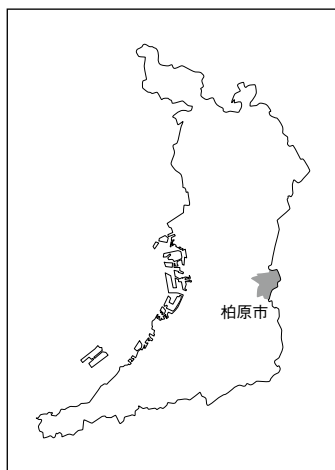
■さいごに

現時点においても空家問題は進行しており、この問題を放置すれば良好なまちづくりを阻害し、今後さらに地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。

空家解消に向けて、本市はまだスタート地点に立ったに過ぎませんが、三月末に策定する空家等対策計画に基づき、「暮らしやすいまち 柏原」を目指して参りますので、ご支援ご協力をよろしくお願いたします。

大橋 丘

柏原市都市デザイン部都市計画課長
一九六七年 大阪市生まれ
一九九一年 近畿大学理工学部建築学科卒
一九九六年 柏原市入庁 建築営繕・開発指導行政等に携わる
二〇一五年 四月より現職



二〇二〇年の東京五輪に向けて何か生き急いでいるのではないか。そうとは思えないのは、ここ数年来、東京で近代建築の取り壊しが相繼いでいるからだ。記憶に新しいのは、この連載でも取り上げた国立競技場（一九五八年）やホテルオークラ（一九六二年）である。いずれも一九六四年東京オリンピックを前に建設され、戦後復興の記憶を刻んだ記念碑的な建物だった。他にも、東京會館（一九七一年）や日本興業銀行本店（一九七四年）が半世紀を待たずに姿を消し、ソニービル（一九六六年）も近く取り壊しが始まる。ある意味で戦後モダニズム建築の絶頂期に建てられた名作ばかりが次々に失われているのである。なぜ東京は上手に年を重ねることができないのだろう。そんな中、さらに長い歴史を積み重ねてきた渋谷区神宮前にあるJR山手線の原宿駅の存続が危ぶまれている。

二〇一六年六月、JR東日本は、原宿駅に新たな駅舎を建設する改良工事の計画を発表した。これは、二〇二〇年の東京五輪を見据えたバリアフリー化と駅の利便性向上が目的だという。新しい駅舎は、線路とホーム上に鉄骨造二層で整備し、延床面積約一七〇〇㎡の規模になる。一日約七万四千人の乗降客があり、混雑緩和を図るために、線路西側の明治神宮側にも出入口を新設し、地下通路によって竹下通りへ続く竹下口改札への接続も計画されている。また、既存駅舎を使いながら列車の運行を妨げずに工事を行うため、工期は約五年に及び、全体の完成は二〇二一年度になるという。すでに二〇一七年一月に工事は着工している。しかし、不思議なことに、発表された完成予想図や計画図には、既存の木造駅舎は描かれていない。また、新聞報道によれば、

JR東日本の社長は、「現在の原宿駅の機能は全面的に新しい駅舎に移行する」との方針を明示したという。このことは何を意味するのだろうか。それは旧駅舎の取り壊しを前提とした計画なのではないのか。こうした不安から、東京都内に現存する最も古い大正期の木造駅舎の行方に注目が集まり、少しずつ議論が広がっている。そこで、遅ればせながら、現状を見ておきたいと思いい、二〇一七年三月初旬、現地に立ち寄った。よく知られているように、原宿駅は、西

記憶の建築

松隈 洋

原宿駅 1924年
都内最古の木造駅舎の行方



南側の表参道から見る駅舎遠景



明治神宮の杜を背にした東側入口

表する風景が広がる。そんな風景に長く溶け込んできたのが、一九二四年六月に完成した現在の駅舎である。訪れると、明治神宮の緑を背に、ハーフトインバー様式の木造軸組がそのまま外壁に表われたヨーロッパの田舎町にありそうな駅舎が健在で、外国人旅行者の混じる多くの人々が行き交う。資料などからその歩みを振り返ると、いかにこの建物が歴史を刻んできたかが見えてくる。駅の名前の由来となった原宿とい

側に明治神宮の鬱蒼とした杜と代々木公園の芝生の緑が広がり、東側には青山通りに向って櫟並木の美しい約一・一キロの表参道が続く要所に位置する。また、対面には、一九六四年の東京五輪のメイン施設として建設された丹下健三の国立屋内総合競技場、通称・代々木オリンピックプールが今も威容を誇る。一方で、北側には若者文化の発信地として知られる竹下通りがあるなど、都市的スケールから人間的な路地まで、さまざまな表情の空間が集積し、東京を代

う地名は、一九六五年の新住居表示のために姿を消したが、もともとは鎌倉街道沿いの宿場町であった原宿村に始まる。時は過ぎ明治期に入ると、日清・日露戦争を背景に一九〇九年に代々木練兵場が開設され、それまでの農業や水車業が衰退する。かわって、この地は、明治神宮の造営という国家的事業により近代化が進んでいく。一九一五年に着工し、五年の歳月をかけて一九二〇年に完成し、併せて表参道も竣工する。そして、一九二三年の関東大震災の

翌年に竣工したのが、今の木造駅舎である。続く一九二六年からは表参道に震災復興の同潤会アパートの建設が始まり、翌年には瀟洒な鉄筋コンクリート造の集合住宅が表参道にハイカラな街並みを誕生させる。しかし、平和な日々はそう長くは続かず、戦争へと突入し、一九四五年四月十四日にはアメリカ空軍の焼夷弾攻撃により、明治神宮は炎上、周囲の木造家屋もほとんどが焼失する。だが、原宿駅は、約一〇発の直撃弾を受けたものの、不発だったため奇跡的に無事だった。後の一九七五年八月の記者会見の際、皇太子（現在の天皇）が、敗戦直後の原宿についての感想として、「疎開先の日光から帰って、一望焼け跡の中に原宿駅がポツンと残っていた」と強い印象を語ったという（『原宿駅のしおり』日本国有鉄道東京西局原宿駅発行一九七六年）。

敗戦後は、代々木練兵場が進駐軍に接収され、士官クラスの宿舎が建設されてワシントンハイツへと様変わりしたことを契機に、原宿は米軍の街として発展し、アメリカ文化が育っていく。さらに日本が占領から独立した後は、ワシントンハイツは代々木公園として整備され、一九六四年の東京オリンピック開催も弾みとなって、アメリカ文化の香りのするお洒落な街としてのイメージが定着して、今日へと至るのである。原宿駅舎は、旧・国鉄時代に「原型保存指定建物」に指定されていた。激動の時代を目撃し、人々と共に歩んだからこそ、愛されてきた歴史がそうさせたに違いない。生きて使われる現役の駅舎として整備が進むことを願わずにはいられない。

松隈 洋

京都工芸繊維大学教授。博士（工学）。一九五七年兵庫県生まれ。一九八〇年京都大学卒業後、前川國男建築設計事務所に入所。二〇〇八年十月より現職。

第10回 建築人賞

主催：公益社団法人 大阪府建築士会

公益社団法人大阪府建築士会では
本誌「建築人」の Gallery に掲載された建築作品を対象に
社会性、芸術性、時代性を考慮して、顕彰、公表することにより
建築技術の進展、建築文化の向上に資することを目的として
建築人賞を実施しています。

■ 審査委員長 古谷 誠章（早稲田大学教授）



1955年 東京都生まれ
1978年 早稲田大学理工学部建築学科卒
1980年 早稲田大学大学院修了
1986～1987年 文化庁芸術家在外研修員として
マリオ・ボッタ事務所在籍
1994年～ 八木佐千子とスタジオナスカ（現NASCA）
共同設立
1994年～ 早稲田大学理工学部助教授
1997年～ 早稲田大学教授
本年度より建築人審査委員長

■ 表彰（設計者に対して）

建築人賞（賞状と記念盾）

建築人奨励賞（賞状）

※建築主・施工者には感謝状授与

■ 第10回 対象作品

「建築人」2017年1月号から2017年12月号まで
Gallery に掲載された建築作品

※建築種別、建築地を問わない。但し、竣工検査済証を受けたもの

■ 審査方法（2段階審査・予定）

一次審査 建築人誌面、公開プレゼンテーションにより選定

二次審査 現地確認により選定

■ 受賞発表

建築人2018年7月号誌面（予定）

■ 問い合わせ

公益社団法人大阪府建築士会「建築人賞」係
TEL 06-6947-1961 FAX 06-6943-7103



建築人賞 記念盾 「未来へ！」

ガラスアーティスト 三浦啓子作

『建築人』 Gallery 掲載作品 募集中 2017

会報誌『建築人』では、Gallery に掲載する作品を
募集しています。

【掲載料】

カラー 2ページ 20万円

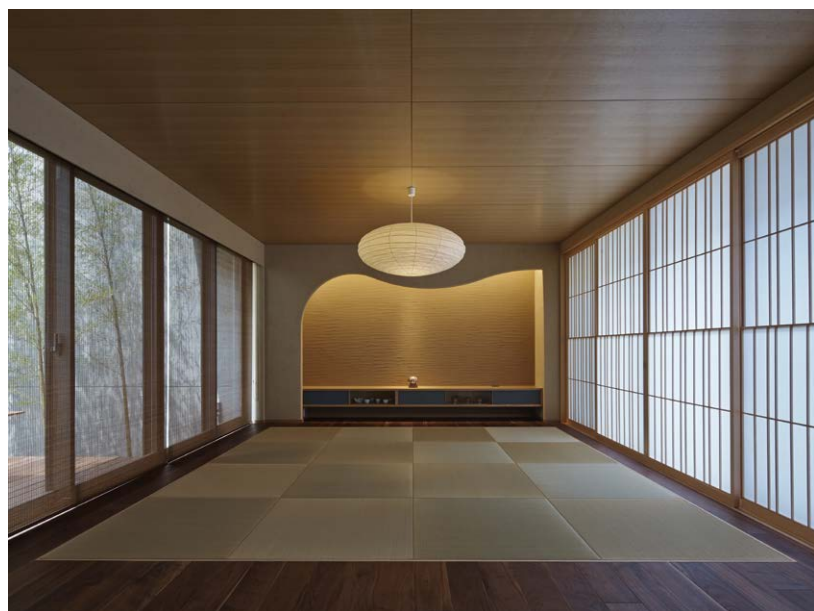
カラー 1ページ 10万円

モノクロ 2ページ 10万円

モノクロ 1ページ 5万円

※モノクロページは住宅に限ります。

詳しくは、公益社団法人大阪府建築士会『建築人』
Gallery 建築作品掲載係まで。



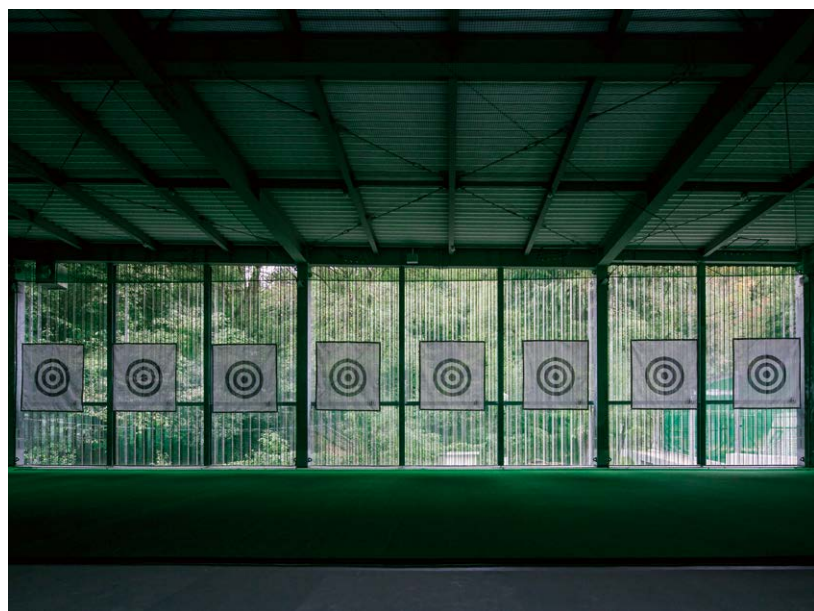
密集する住宅地にある敷地は北に高く、南道路向かいには小学校に面する。周囲の喧騒から離れるため、中庭型の平面構成とし、北に高い敷地形状に沿ってスキップする断面形状とした。中庭は勾配のある竹の庭、和室に面する北庭は和風とし、リビングの南はタイルのテラス、そして水回りはバスコートに面する。どの部屋も中庭により、セキュリティやプライバシーを確保しながら自然の採光や通風が得られる。正面は駐車場として大きく建物が張り出し、地上の竹が2階のテラスを突き抜ける。玄関に入ると正面に庭が広がり、様々な景色を楽しみながら、緩やかに上階に移っていくことができる。

所在地：福岡県福岡市
用途：専用住宅
竣工：2016.08
構造規模：鉄筋コンクリート造 3階
敷地面積：282.84㎡
建築面積：141.02㎡
延床面積：244.06㎡
写真：岡田大次郎



文化住宅2軒の建て替えである。敷地は東西に長く、3方を狭い道路に面する。1階、3階を高天井の主室に、2階を二分して、1-2階メゾネットと2-3階メゾネットを組み合わせる。1-2階メゾネットは道路からアクセスできるバイクガレージ付きの住戸。2-3階メゾネットは2階廊下から入り3階の主室に至る。外観は3層の箱がズレて重なる形状とし、そのズレによりプライバシーやセキュリティを確保しながら各階に自然採光や通風を得る構成。1階はガラス張りの中庭、2階は吹き抜けに面するバルコニー、そして3階はインナーテラス。内部はスケルトンの素朴なデザインとして、入居者の好みのインテリアが付加される余地を残した。

建築主：H1
所在地：大阪市
用途：共同住宅
竣工：2016.06
構造規模：鉄骨造 3階
敷地面積：356.75㎡
建築面積：263.17㎡
延床面積：633.97㎡
写真：岡田大次郎



芦屋山手の豊かな緑の中に建つ、伝統ある男子校のスポーツ屋内練習場である。恵まれた自然環境を最大限に感じられるように、周辺の豊かな緑を開口のフレームの中に切り取って見せたり、木々のシルエットや空をシルバーの外壁に映したりすることで、建築を媒介として自然の移ろいへの気付きを生み出している。また、スポーツの躍動感と共振する建築の力強さを表現するため、手仕事の感じられるボルト締め現しや、素材の持つ力強さを生かしたカット面現しなど、4種類のスチール折板で建物を構成している。建築や周辺環境との関係を通じて、生徒たちが身体とともに感性も刺激されながら成長していくことを願っている。

建築主：学甲南学園
所在地：兵庫県芦屋市
用途：学校(中学校・高等学校)
竣工：2016.10
構造規模：S造・地上2階
敷地面積：32,270.48㎡
建築面積：773.99㎡
延床面積：1,285.30㎡
写真：堀内広治



新たに購入された敷地は、閑静な住宅地の角地で、手入れの行き届いた
植栽と共に古い家がありました。この既存建屋の家具や照明器具、庭の
石や植栽を新しい住まいに活かしたいとの要望から、住まい手とモノの
それぞれに居場所を与えることをテーマにしました。
大きな屋根の下に、真ん中にリビングダイニングを、その周りに4.5畳
単位の個室を方位や視線を考慮して配しました。個室同士をアルコーブ
状の小さなスペースで繋げ、新旧の家具の居場所としました。真ん中の
新旧の調度と家族の居場所、アルコーブ、個室、それぞれの居場所の繋
がり様が、プライバシーの粗密を生み出します。
(井上久実)

所在地：大阪府富田林市
用途：専用住宅
竣工：2017.02
構造規模：木造
敷地面積：292.25㎡
建築面積：117.97㎡
延床面積：101.39㎡
写真：富田英次

女性分科会三〇周年リレーエッセイ

建築女子がさらに輝く社会を目指して

文 田代加奈

女性分科会三〇周年

二〇一七年、大阪府建築士会・女性分科会は設立三〇周年を迎えます。女性技術者が珍しかった一九八七年に綿業会館で開催された第一回「女性建築士のつどい」をきっかけに、社会への発信、自己研鑽に努める事を目的とし、実務に役立つための講演会や見学会・勉強会を重ねてきました。

一九八八年からは「ユーザーセミナー」を開始し、建築士の持つ専門知識を一般ユーザーの方に解り易く解説する講座も始めました。その後、高齢者の生活環境と建築を考察する「シルバライフ研究会」、木の文化を多面的に捉え木造建築の知識を広める「木の文化と建築を考える会」、シックハウス症候群が社会問題化した時代に建築士の立場で人に・地球に優しい健康的な住まいを追求する「健康住宅勉強会」の三つの研究会ができました。

シルバライフ研究会が二〇〇〇年に作成した【安心・安全・安らぎの家】リーフレットは、研究会における勉強の成果ともいえるものです。数回の改訂に加え、一昨年、平成二八年度建築技術教育普及センターの助成金を得て、分科会メンバー全員で時代に合わせた内容に改め、新版として発行するに至りました。住み慣れた我が家で高齢化に伴う身体の変化が原因となる事故が起らないように、住まいづくりのヒントを掲載してお

ります。

女性分科会の活動はこの三〇年の間に様々な変遷を経てきましたが、発足当時の姿勢は今も変わらず、メンバーたちは建築への熱意を持ってまじめに活動しております。建築の現場において女性が珍しい時代に発足し、三〇年経った今では現場監督や職人さんにも女性の技術者も増え時代は変わったなあ……と実感しておりますが、まだまだ男性同等とはいかない実態もあり、今後の変化に期待したいところです。

私と建築士会

私は建築士会に入会したのは一九九二年のコンペがきっかけです。確か、参加費と会費が同額だったので入会しました。積極的に活動したのはいつからか記憶がありませんが、「シルバライフ研究会」と「健康住宅勉強会」に所属しました。学んだ事はしっかり仕事に役立てております。シルバで学んだことは、特別養護老人ホームやデイサービス設計にとっても役立ちましたし、健康住宅で学んだことは自宅のマンションをリフォームした時に呼吸する桧や和紙を貼った事、自然素材を多用して身体に優しい住まいを仕事でもお勧め出来た事、灘神戸生協さんでセミナーを開催する機会もいただきました。住宅を作る仲間達では、相談会を通じて自称「大阪のおばちゃん」の家も設計させていただきました。女性分科会で学んだことは本当に仕事や生活に活かせており、会費以上のメリットを充分に実感しております。その後一〇年ほどは建築士会を離れま

り活動に時間を割いておりましたが、近年また古巣に戻った気持ちで女性代表を務めさせていただいております。この時期に代表を務める重責を感じながら、私が得た建築士会でのメリットを後輩達にも感じてもらえるように、また女性建築士が建築業界で仕事しやすい環境作りのお役に立ちたいと思っております。

女性分科会三〇周年記念事業

女性分科会では、三〇周年を記念していくつかの事業を計画中ですが、その一つは建築女子会を開く事です。

建築女子が男性同様に仕事のできる社会になる事が重要だと考えます。建築業界に限った話では無いかもしれませんが、業種によって仕事内容は違ってきます。時間で切り上げる仕事もあれば四六時中考える事が必要な場合もあります。参加する建築女子ならではの考えを聞く機会として今年一〇月頃に参加者全員が発言の機会を持つ建築女子会を開催いたします。建築を仕事にして、良かった事、悪かった事、仕事と生活、育児や介護、こういう助けがあれば良いなどの建設的な意見も含めて、参加者で膨らませて改善策も探ります。発表の場には男性にもご参加いただき、意見交換会を開きます。この会をきっかけに一〇年・二〇年・三〇年後の建築女子がより一層輝く状況を作る提言が出来ればと考えています。建築女子の輝く未来の為に女性三〇周年女子会に是非ご参加下さい。



建築士賠償責任 補償制度（けんばい）

平成26年改定

新たな2つの補償

補償内容の拡大の声に答えて誕生した、新しい「けんばい」

これまでの「けんばい」では、建築物に外形的かつ物理的な「滅失・破損」のない場合には、原則として補償されませんでした。例えば、構造計算ミスにより建築物が建築基準法に達していなかった場合に、建築物に外形的かつ物理的な「滅失・破損」が発生していなければ保険の対象外でした。

平成26年4月より、「法令基準未達補償」および「構造基準未達補償」の2つの補償を追加し、「滅失・破損」が発生しない場合でも一定の基準を満たさなかったために生じる損害に対応できるように改定することに致しました。

改定のイメージ

起 因 ・ 設 計 ・ 監 理 ・ 補 償 責 任	滅失・破損 あり		↑ 従来の けんばい ↓	↑ 本年度の 標準セットプラン ↓
		建築設備が著しく機能を発揮できない場合の補償 (給排水設備、電気設備、空調設備、住宅の遮音性能)		
	滅失・破損 なし	法令基準未達補償 New ※補償対象外とすることも可能です。		
		構造基準未達補償 New		オプション

新たに追加された2つの補償

●法令基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

●構造基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「建築基準法第20条1、2、3号建築物の構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

※建築士賠償責任補償制度（けんばい）の改定についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 5階 TEL:03-3456-3273 FAX:03-3456-2067

<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

設計・監理リスクに備えた
建築士会会員のための補償制度



大阪弁護士会と 相互協力の覚書締結

橋本頼幸

二〇一七年三月六日に大阪弁護士会（山口健一会長）と大阪府建築士会は、相互協力に関する覚書を締結しました。これは、非常時の災害発生時の連携や協力のみならず、平時の建築紛争解決などに向けて、相互の理解と協力を強化することを目的としています。

これまで、弁護士と建築士の連携は個人的なつながりによるところが多く、お互いの会としてつながりはほとんどありませんでした。この協定は、全国の単位会、連合会においてもおそらく初めてではないかと思われます。この覚書調印式と会見の様子は、建設業界新聞六紙に掲載されました。このことからこの取り組みは非常に注目されていたことがうかがえます。

弁護士会と建築士会が組織的に協力することは、平時においては建築にまつわる紛争解決に向けての土台作りができたことになり、また災害発生時にはワンストップサービスとしての窓口の提供につながり、府民の安心・安全の一助になると考えます。

両会長からのあいさつ

岡本会長からは冒頭あいさつにて「大阪弁護士会とは互いに社会の安心・安全を守る公益団体であり、行政等が設置する委員会への公的派遣も多く、共に大きな期待を持たれている団体であり、社会に大きく貢献できるものである。建築士会も弁護士会とタイアップすることでさらなるスキルアップにつながると考える」と述べられ、弁護士会山口健一会長（当時）からも「これまで個別に対応してきた建築紛争や災害時対応に組織的に取り組む窓口ができた。府民の役に立つと考える。」と述べられま

した。

覚書締結にいたるまで

二〇一六年八月一七日に本会の鑑定業務支援分科会と弁護士会の住宅紛争審査会運営委員会との意見交流会が弁護士会において行われました。その会には岡本会長も出席され、弁護士会の皆さんと活発な意見交換が行われました。紛争解決における取り組みについては、その後両会で会議を重ね、弁護士と建築士がどのように役割分担をするべきかについて十一月二二日には弁護士会共催のセミナーを開催いたしました。弁護士と建築士がそれぞれの強みを活かし、補い合う関係で訴訟化社会の進展等紛争解決に取り組む必要があることは明らかで、その連携に向けて交流を深めています。

一方、八月の意見交流会では、二〇一六年四月に発生した熊本地震における被災支援対応についても話が出ました。弁護士会にも災害復興支援委員会があり、熊本地震の支援についても積極的に行われたと聞きました。しかし、弁護士だけの支援では限界があるとの意見があり、建築士会と弁護士会の担当委員会同士で意見交換の場をつくる提案がありました。そこで二〇一六年九月二八日に、弁護士会の災害復興支援委員会との意見交流会が開催されました。先の熊本地震の経験から、協力してもらえ建築士が必要であり、災害復興支援において建築士との連携体制を整えることは不可欠であるとのお話がありました。

これまで建築紛争にしても被災支援にしても、弁護士と建築士の連携は個人的なつながりの中でとられていました。しかし、紛争解決や災害支援は法的にも技術的にも

複雑化し、規模が大きく長期わたるような場合は個人的なつながりに頼るだけでは限界が生じてきています。個人的で、そのとき限りのつながりではなく、弁護士会と建築士会というお互いの専門家団体同士が常に提携する体制を整えることで、いざというときに必要で十分なサービスを、迅速かつ確実に提供することが可能になります。その作業をよりスムーズにするために両団体で協定の準備を進めることとなりました。

被災支援活動

これまで建築士会では、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの支援を行ってきました。一方、弁護士会も支援活動を行っています。しかし、被災直後の支援活動は、法的サポートよりも建築技術からのサポートが優先され、弁護士会としても歯がゆい活動になっていたとのことです。一方で、建築士会においても、建築技術面の支援の先に必ず法的支援を必要とする時期がくることが明確で、建築士の活動から弁護士の活動へ府民社会の窮状に切れ目なくつなげていくことが課題でした。

建築相談における役割

建築相談においては、弁護士も建築士も共に相談を受けることがあります。建築士から相談に乗った場合、本来弁護士しかできない仲裁や和解交渉などを建築士自ら行ってしまう「非弁行為」は明らかに弁護士法違反ですが、良かれと思って踏み込んでしまう事例があります。一方で弁護士から相談に乗った場合に、建築士に相談せずに素人の相談者の意見だけで対応したために問題解決を長引かせたり、建築士が確認

していれば気づいたはずの別の大きな問題を見逃したりするような恐れもあります。こういったことを互いに防ぐためにも、普段から提携を密にし、お互いの役割を明確にし、相互の専門性を活かすことが、相談者にとっても重要であることは間違いありません。

日常の建築相談について

弁護士会においても日常の建築相談がありますが、有料で年間五〇件程度とのことですが、それに対して、建築士会では無料の電話相談が年間六〇〇件近くあります。弁護士への相談は敷居が高いと思われているのか、など弁護士の意見もでしたが、一方で、建築士に建築のトラブルを相談しても良いのかと思う消費者も多くいます。つまり、現状においてはお互い社会のニーズに十分に応えているという状況ではないといえます。また、建築士会への相談も、弁護士さんに相談してもらった方がいいと思われるものがあり、弁護士会での相談はその逆もあることから、消費者をたらいまわしにしていることも考えられます。今回の覚書締結をきっかけに、より社会に求められる相談体制の構築が望まれると考えます。

今後の具体的な活動について

今後は、各々の勉強会や研修会などにおいて、適切な人材を講師派遣し、技術や情報交換から始めることになると思います。相互の業務に役立てるノウハウを蓄積し、これまで以上に互いの専門性をスキルアップし新たな業務拡大に展開していくことを目指します。

また、災害時においては、同じ都道府県

単位の単位会だけでは自身が被災者になった場合の活動に支障が生じますので、より広域な連携を目指して、両団体の近畿や全国組織などとの協力体制作りも必要になるはずです。

余談

今回、当会と弁護士会の協定がうまくいった一つの要因に、当会の岡本会長と弁護士会の山口健一会長（当時）が同じ鹿児島・薩摩川内市の出身で地元が非常に近く、なおかつ同年であり、多くの友人が重なってあったという極めて偶然の一致があったからこそ、ともいえます。

これまで何度か岡本会長と山口会長の意見交流会の場に同席しましたが、地元のお話になると全くついて行けなくなることがしばしばありました。

こういった縁があったことが、弁護士会にとっても、当会にとってもすばらしい出来事であると実感できるような活動になることを切に望みます。



大阪府建築士会における市民向け建築相談（建築相談室）

相談員 大阪府建築士会会員の建築士の中から相談員が対応

□電話相談

相談日 月曜日から金曜日 午後１時～４時（ただし、祝祭日・盆休み・年末年始を除く）

相談料 ３０分以内を限度に無料

□面接相談（要予約）

相談日 月曜日から金曜日 午後４時～５時（ただし、祝祭日・盆休み・年末年始を除く）

相談場所 公益社団法人大阪府建築士会

相談料 １時間以内 ５,４００円（延長料金１時間以内 ３,２４０円）

☆火曜日 午前１１時～午後５時 「住宅を設計する仲間達」による、主に新築・リフォームなどの面接相談（相談無料）

◇木曜日 午後１時～午後５時 「マンション維持管理相談チーム」による、主に分譲マンションに関する面接相談

□現地相談（要予約）

相談日 相談員と相談依頼者が事前連絡で日時を取決める

相談料 １回半日（３時間以内）３３,０００円 １回１日（３時間以上）５５,０００円

大阪弁護士会における市民向け建築相談（住宅建築相談）

□面接相談（要予約）

相談日 火曜日・木曜日 午後１時～４時（ただし、祝祭日・盆休み・年末年始を除く）

相談場所 大阪弁護士会 総合法律相談センター（大阪弁護士会館１階）

相談料 ３０分以内 ５,４００円 その後は１５分ごとに２,７００円の追加料金制（相談時間は最大１時間まで）

出典：大阪府建築士会 HP・大阪弁護士会 HP

昨年末にIR法案が国会で成立しました。世間ではギャンブル依存症と結びつけて語られがちですが、では我々の職能である建築の分野では何が起ころうとしているのでしょうか？ 候補地として夢洲が取り沙汰されていることもあり、大阪がどのように取り組もうとしているのか、その背景と今後の展開について、この分野の第一人者である勝見博光さんに、今月、来月の2回にわたり解説していただきます。

IRによる都心臨海部の再生(前編) 税負担なき公共政策

勝見 博光

60年京都で清水焼窯元の長男として生まれる。84年大阪大学人間科学部卒業、㈱リクルート入社。91年㈱ケイオス設立。まちづくり、商業施設開発、都市政策等のコンサルティング、調査研究業務を行う。04年「シルク・ドゥ・ソレイユ」研究のために大阪市立大学大学院創造都市研究科入学、09年博士後期課程単位取得満期退学。05年「IR」に関するコンサルティング、調査研究と海外カジノリゾートのPRを専業とする㈱グローバルミックス設立。現在に至る。

① IRとは？

昨年十二月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」成立にもない、IRという言葉がさまざまなメディアで見かけた方も多いことだろう。

実は、このIRという用語はIntegrated Resort(統合型リゾート)の略称で、二〇〇四年以降シンガポールが「カジノを含む複合型観光施設」を導入するにあたり、政府自ら導入した造語である。政府が検討するのは「カジノ」ではなく、IRと名付けた新たな観光拠点開発であり、観光産業のさらなる発展やMICE振興のための装置であることを広く国民に周知する狙いだったという。

② シンガポール

「税負担なき公共政策」

そのシンガポールも建国以来何度もカジノ合法化議論がありながら、比較的高いイスラム教徒比率と、建国の父である故リー・クワンユー初代首相が強力なカジノ反対論者であったこともあり、長らく実現されてこなかった。

しかし、九〇年代後半以降、国内物価の上昇や東南アジアでの観光客の選択肢が増えたことなどが影響し、シンガポールの観光産業は徐々に競争力を消失。加えて二〇〇三年のSARSの発生がシンガポールの観光産業に決定的な打撃を与えた。このような状況に対し、強い危機感を持った政府は、カジノ合法化に本格的に動き出した結果、とうとう二〇〇六年にカジノ管理法を成案させ、二〇一〇年には二つのIRが誕生、国際的なツーリズム競争の中で大成功を収める。

このようにシンガポールのIR導入は、当然のように観光振興が目的だとみ

なされてきた。し

かし、シンガポール政府にはもうひとつの大きな狙いがあった。それは、九〇年代初頭から埋め立てられながら、長引く不況で開発が止まっていたマリーナベイと呼ばれる新たなCBD開発のためのゲートウェイにあたる地区と、建国以来観光拠点として期待されながら魅力的な施設もないセントーサ島というシンガポールの顔とも言えるふたつの地域の開発と活性化である。

そこで政府は、カジノライセンスをふたつの事業者に限定的に与えることで市場での成功を担保、その代わりにカジノがもたらす多大な収益をもとにした税金・納付金の目的税的活用はもろろん、事業者に対して、さまざまな公的ミッションを入札時の開発条件として課す「税負担なき公共政策」とも呼ぶべき施策をとった。

例えば、マリーナベイは客単価の高いビジネス旅行者(二〇一五年のシンガポール政府観光局の調査では一般旅行者の約一・七倍)や富裕層を引きつけるため、MICE機能の充実や世界レベルでのエンターテインメント施設の設置を義務付けた。一方、セントーサ島は、採算性の問題で何度も誘致に失敗、悲願であった東南アジア初のアミューズメントパークの設置を条件とした。

政府はこれら投資開発力の問題で停滞



Marina Bay Sands



Resorts World Sentosa

していた未利用地・低開発地域の開発にドライブをかけるため、IRというインセンティブを手にしたわけだ。他にも開発条件には、美術館や科学センターなどの公共性の高い施設の建設、遊歩道、大容量の駐車場、市民誰もが使用できるプロムナード、歩道橋、野外劇場などの設置や、共同溝、駅舎、地冷プラントなどのインフラ整備を課していた。純粋に民営事業でありながら、公益性を担保した開発を可能とするところにIRの本質があるといえよう。

③ オーストラリア

「低開発地区へのカジノ導入」

カジノからIRへと転換していく歴史的背景を少し整理しておこう。

モナコなどの欧州のリゾートを起源とするカジノは、その莫大な収益力に目をつけた民間資本によってアメリカやマカオに渡り、二十世紀に入り大衆化・巨大化した。その後大成功したラスベガスモデルに、観光産業発展のための核施設として全世界一一二カ国に導入され、現



Melbourne Southbank (1950年代)



Melbourne Southbank (現在)

在ではOECDに加盟する全三十四カ国中、ノルウェー、アイルランド、そして日本の三カ国を除く、三十一カ国に存在する。

八〇年代から九〇年代に入ると、疲弊した都市の再生を目的にした動きが、オーストラリアやカナダの各都市で起こった。オーストラリアでは、政府主導で原則一州にひとつのカジノが導入され、大きな成功を収める(この特定地域にライセンスを限定する考え方を日本政府も引き継いでいる)。とくに、メルボルン・サウスバンク地区やシドニー・ダーリングハーバー地区のプロジェクトは、世界各国から多くの視察が訪れる「IRによる都市再生」事例として名高い。シンガポール政府がIRを導入する際、オーストラリアの各自治体とカジノ事業者が結んだ開発契約を徹底的にベンチマークしたこともよく知られている。ここでは、メルボルン・サウスバンク地区に導入されたクラウン・エンターテインメント・コンプレックスをとりあげてみたい。

メルボルンはもともヤラ川沿いの高台に造られた街であったが、川の南側の「サウスバンク」と呼ばれる地域は低地で湿地であったため、街は川の北側のみ向けて広がっていた。南側の川沿いは長らく鉄道の線路、倉庫、工場、港湾施設として使用されてきたが、同時に治安の悪化や都心部からの孤立、コミュニティの崩壊などが問題視されるようになっていた。

ところが七〇年代あたりから街の人口が増加し、サウスバンクの有効活用が模索されるようになり、一九八一年に作成された「METROPOLITAN STRATEGY IMPLEMENTATION」において、ヤラ川南側を経済、産業、居住地として開発

すること、ヤラ川沿いに文化・観光・エンターテインメント機能を開発することが打ち出された。

これを受け、一九八四年にArts Centre Melbourneが建設され、サウスバンクの再開発が始まった。その後も、Melbourne Convention Center(一九九〇年)・Southgate Arts & Leisure Complex(一九九二年)が次々と建設されたが、その間の一九九一年、長期間の議論を経てメルボルンにおけるカジノ建設が発表された。このカジノの意義について一九九三年発表の「Agenda 21」では、国際的都市イメージの向上およびそのためのエンターテインメント施設とされ、カジノライセンス料収入は、メルボルンのダウンタウンを国際的競争力のある都市とするための財源として、周辺の文化、MICE施設開発とインフラ整備に投入されていく。

このIRの原型ともいえるCrown Entertainment Complexは今からちょうど二十年前の一九九七年に開業された。その前年の一九九六年には、ヴィクトリア州公設のMelbourne Exhibition Centerが開業、現在でもCrown Entertainment Complexとともに、展示場、コンベンション施設とホテルやエンターテインメント施設等が一体化したオールインワンMICE拠点として機能している。



Arts Centre Melbourne (1981)



Melbourne Exhibition Center (1996)

その後も「Agenda 21」で定義されたとおりカジノ収益の地域への分配が行われ、Melbourne Aquarium(二〇〇〇年)・National Gallery of Victoria(二〇〇二年)・Southbank Theatre(二〇〇九年)などが次々と建設され、開発から取り残されていた地域が文化、芸術やMICE、エンターテインメントの街として多くの人を集めるまでに再生、現在ではコンドミニアム、オフィスビルの建設ラッシュとなり、メルボルンで最も活性化した地区として注目されている。

オーストラリア第二の都市におけるIR導入という文脈からも、大阪のお手本とすべき事例は、シンガポールやラスベガスではなく、このメルボルンなのかもしれない。(次号に続く)

- 参考文献
- ・MICE 2020 Roadmap Report (Singapore Tourism Board)
 - ・オセアニアゲーミング事情視察調査報告書平成16年 (社団法人日本プロジェクト産業協議会都市型複合観光事業研究会)
 - ・METROPOLITAN STRATEGY IMPLEMENTATION(1981) Melbourne Metropolitan Board

理事会報告

文責 本会事務局

日時 三月十五日(水)十六時〜十七時三十分
場所 KKRホテル大阪

出席 理事三九名 監事二名 名誉会長他二一名

(1) 二月の当期経常増減額は、収入一〇、〇八二、九二円、支出一〇、八六七、三三二円、差引△七八五、〇六〇円で、本年度累計の収支差引は五、三三七、六九円を報告して承認されました。

(2) 二月末時点の決算見込額は、本年度予算に対して約二五〇万円の黒字となる見通しを報告しました。会費収入は会員数では当初一五〇名の減少予測に対して一〇〇名程度の減少で留まる見込みであり、各委員会は事業収支の改善に努め、CPD登録、定期講習、二二条講習、耐震関連事業、省エネ講習等の事業収支が予算額を上回って黒字になりました。

(3) 二九年度事業計画について公益社団法人としての基本目標を定めるとともに、公益目的事業及び収益事業とその他事業の三部門の事業内容とその目的を審議して承認しました。

(4) 二九年度予算案は、二月度理事会承認案を決算見込みの好転に伴い補正しました。

会費収入、耐震講習、研修事業等の予算を決算見込み額に応じて増額し、耐震評価業務の件数減、全国大会の参加登録費負担増などを見込み、収支額一四二、八七三、三〇円、差引額〇円の予算案を承認しました。

(5) 二九年度の組織は現状の体制とし、役員数は被災支援業務担当として一名増員した、理事四五名と監事二名(候補者含む)による会務分掌案を承認し、これらの役員候補者を定時総会に諮って理事・監事を選任します。

建築相談室から十二

工事監理者の責任割合

文 橋本頼幸

ボヤで発覚した不具合

二年前に店舗の設計監理をした建築士からの相談。その店舗がボヤにあり、厨房の下地が可燃性の材料になっていた可能性があることが発覚した。設計仕様は不燃材料であることが明記されている。施主から、取り替えに要する費用を施工者と折半して負担するように求められたが、納得できない。監理者としての責任割合はどの程度なのか。(ホームページを見て)設計・工事監理の瑕疵(かし)

設計者が設計ミスをして損害が生じた場合、工事監理者の指示や確認が不十分だったために発生した損害については、瑕疵(本来あるべき性能や品質を備えていない状態)として賠償する義務が生じます。一方で設計監理者が適切に業務を行っているにもかかわらず、施工者が設計内容や指示を守らずに発生した瑕疵については、施工者の責任となります。設計ミスは比較的わかりやすい一方で、一般的に工事監理のミスがあつたかどうかはわかりにくいと言えます。工事監理に問題はあつたのか?

この相談者の場合は、設計仕様書に明記されていたことから、工事監理にミスがあつたのが問題になります。ご承知の通り法的に定義されている「工事監理」は「そのものの責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること(建築士法二条六項)」です。設計図書通り施工されていたかを確認したかどうかは問われます。今回は結果的に設計図書通りできていなかったわけですから、確認を怠ってしまったことになります。

何をもって「確認した」ことになるのか

国交省住宅局建築指導課が平成二九年九月に作成した「工事監理ガイドライン」に「工事と設計図書との照合及び確認」の具体的方法が示されており、「立会確認もしくは書類確認のいずれか又は両方を併用して」としているが、工種ごとの確認項目や立会もしくは書類確認のいずれによるべきかなどは示されていません。原則として工事監理者の合理的な裁量に委ねられているといえます。場合によっては、合理的な方法による確認をしなかったとして監理義務違反が問われる可能性もあります。書類確認は確実にできるのか

書類確認のためには、施工者から記録や書類が提出される必要がありますが、施工者には工事請負契約上、常に全ての記録の提出が義務づけられているわけではなく、施工の全工程が確認できるような記録の整備には限界があります。しかも工事監理者には「工事が設計図書通りに実施されていないときは直ちに注意を与え、施工者が注意に従わないときはその旨を建築主に報告する(建築士法一八条三項)」程度の権限しかありません。監理者にできること

工事監理者が建築士法や契約に違反して損害を受けた場合、施工者は工事監理者に対して債務不履行責任や不法行為責任を追及することができます。これらの時効については弁護士に判断を委ねますが、建築士としては少なくとも施工(依頼者)に対してこまめに経緯や施工者への指示内容を文書などで報告し、残しておくことが必要でしょう。工事中の監理は、監理者施工者共に工事の進行に追われて書類の整備を怠りがちですが、いざというときに備えて互いに意識することが必要です。

編集後記

建築情報委員会 委員長 飯田英二

二〇一七年も四月になり(早っ!)、ついに新しい年度が始まりました。この号がみなさまのお手元に届くころには桜の花もチラホラと。先日公開一次審査のありました第9回建築人賞も現地審査を経て、最終の入選作品の選定に入ります(ドキドキ)。このところニュースからは奇妙な出来事ばかり流れてくる毎日ですが、ピカピカの一年生も、そうでないベテランの方々も、期待に満ちあふれた楽しい年になりますように、編集部一同お祈り申し上げます。

「建築人」は前回の東京オリンピックが開催された一九六四年の創刊以来、この四月で六三四号を数えます。本会会員である建築士をはじめ広く社会に向けて重要な情報提供を行い、建築技術の普及や建築士の相互研鑽に寄与してまいりました。また二〇一三年に公益社団法人に移行してからは、さらに公益性の高い情報を発信し、建築文化の向上や地域社会の健全な発展に貢献することを目指しております。

建築情報委員会はこの会報誌「建築人」以外にも、ホームページやニュースレター、フェイスブックなどさまざまな媒体を活用してみなさまとの交流に努めてまいります。

記事にもありましたように、今年は女性分科会の三〇周年。わが情報委員会・建築人編集部もそれにあやかっ、ちよつぱり女子力を高めつつ(男子多数ですが)、生活を豊かにする旬でホットな情報を提供していきたいと思っております。

ではみなさま、今年度もこの「建築人」ご愛読のほどよろしく願います!

KOBE STYLE

KITCHEN&BATH



完璧な理想への道が開ける オーダーシステムバスという選択肢

オーダーメイドならではの自由度の高さと、防水・メンテナンス性に優れ、上階にも設置可能なシステムバスのそれぞれのよさを兼ね備えた＜フルオーダーメイドシステムバス＞なら、一戸建てはもちろん集合住宅にも、さらには様々なライフスタイルに合わせた理想のくつろぎ空間が演出できます。



西光寺 コンパス建築工房

再開発の進むあべのハルカスの南、400年以上の歴史を持つ西光寺も広大な境内の過半を商業施設とした上で、都市型の寺院として再建することとなった。

再建に当たっては、周辺の喧騒から逃れた静寂な環境を確保するため、中庭型の空間構成とし敷地奥まで約35mの参道で本堂に至る。象鼻、獅子鼻、梵鐘、天女像、欄間、須弥壇などは西光寺に伝わる古いものを再配置した。

裏庭は中庭から参道を登ってきた竜がトグロを巻くイメージ。2階庫裏も中庭に面するため、自然光と通風を得ながら、プライバシーやセキュリティが確保される。

限られたコストの中、使用材料は質素な量産品ながら、一手間を加えて丁寧に仕上げている。

撮影：岡田大次郎 第9回建築人賞奨励賞受賞作品



■プロフィール

西濱浩次
1955 大阪市生
1978 京都工芸繊維大学住環境学科卒業
1978 日本建設
1985 北村陸夫+ZOOM計画工房
1987 西濱建築事務所設立
1993 コンパス建築工房に改組
1996 株式会社コンパス建築工房に改組
1986-99 なんばデザイナー学院非常勤講師
2001- 京都工芸繊維大学非常勤講師

■建物データ

設計：コンパス建築工房
施工：日本建設
所在地：大阪市阿倍野区松崎町
2丁目3番44号
用途：寺院+庫裏
竣工：2015年3月
構造規模：RC造2階建
敷地面積：384.74㎡
建築面積：292.43㎡
延床面積：476.86㎡